

千葉県警察許可等事務管理システム運用要領の制定について

平成29年12月13日
例規(風・少)第28号
警察本部長

[沿革] 令和6年3月例規(警)第12号 令和6年12月例規(風)第33号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

千葉県警察許可等事務管理システム運用要領

1 趣旨

この要領は、千葉県警察許可等事務管理システム(以下「管理システム」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、管理システムとは、次に掲げる法律等に係る許可、認定、届出等に対する審査等の事務(以下「許可等事務」という。)における申請の受理状況及び事務の進捗状況の管理並びに手数料の算出を行うためのものをいう。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
- (2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)
- (3) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)
- (4) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)
- (5) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
- (6) 警備業法(昭和47年法律第117号)
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)
- (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)
- (9) 千葉県風俗案内業の規制に関する条例(平成22年千葉県条例第49号)
- (10) 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例(令和6年千葉県条例第27号)

3 運用体制

(1) 運用管理者

ア 管理システムを運用する生活安全部風俗保安課、生活安全部少年課及び署(以下「運用所属」という。)に運用管理者を置き、運用所属の長をもって充てる。

イ 運用管理者は、所属における管理システムの適正かつ円滑な運用を行うものとする。

ウ 生活安全部風俗保安課長は、運用管理責任者として運用管理者の事務を統括する。

(2) 運用副管理者

ア 運用所属に運用副管理者を置き、運用所属の次長をもって充てる。

イ 運用副管理者は、運用管理者の事務を補佐する。

(3) 取扱責任者

ア 運用所属に取扱責任者を置き、県本部の所属にあつては警部以上の階級にある者(同相当職の警察行政職員を含む。)の中から運用管理者が指定する者を、署にあつては生活安全課長(刑事生活安全課長を含む。以下同じ。)をもって充てる。

イ 取扱責任者は、運用副管理者を補佐するとともに、管理システムに入力されたデータを管理するものとする。

ウ 取扱責任者は、管理システムの入力状況を確認し、許可等事務が適正に行われるよう努めるものとする。

(4) 取扱担当者

ア 運用所属に取扱担当者を置き、運用所属の警部補以下の階級にある者(同相当職の警察行政職員を含む。)の中から運用管理者が指定する者を充てる。

イ 取扱担当者は、取扱責任者の任務を補助するとともに、管理システムを使用し、適正な許可等事務を行うものとする。

(5) 取扱補助者

ア 遊技機調査員が配置されている運用所属に取扱補助者を置き、当該遊技機調査員をもって充てる。

イ 取扱補助者は、取扱責任者の指示を受け、管理システムを使用し、適正な許可事務等を行うための補助を行うものとする。

4 利用ファイル

総務部情報管理課のファイルサーバに、利用ファイルとして許可等事務の処理に関するデータを保存するものとする。

5 利用権の付与及び解除

(1) 運用管理者は、別表の利用権付与基準に従い、管理システムの利用権を付与するものとする。

(2) 運用管理者は、人事異動等により利用権付与対象者に変更が生じた場合は、速やかに利用権の付与又は解除を行うものとする。

6 操作方法

管理システムの操作方法については、別に定めるところによるものとする。

7 運用上の留意事項

管理システムの運用に当たっては、個人情報の保護、目的外使用の禁止その他必要な情報管理対策の徹底を図るものとする。

別表（5の（1））

利用権付与基準

指定区分	利用権付与対象者	アクセス範囲							
		申請受付	経過検索	申請詳細	課長確認	本部受領確認	完結	出力	業務管理
P	風俗保安課及び少年課の許可等事務担当者	○	○	○	○	○	○	○	○
K	署長	○	○	○	○			○	
	次長	○	○	○	○			○	
	刑事官	○	○	○	○			○	
	生活安全課長	○	○	○	○			○	
A	生活安全課員（刑事生活安全課員を含む。）	○	○	○				○	
	遊技機調査員	○	○	○				○	